附則別紙様式第三号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

附則別紙様式第四号の表注(1)ｂ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(1)ｄ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、「第第百三十条」を「第第百三十条」に改め、同表注(1)ｉ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(3)ｂ中「同様とする」を「同様とする。」に改める。

別紙様式第二号の表中「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改め、同表注(6)ｄ中「限る）に」を「限る。）に」に改める。

別紙様式第四号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第五号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、「第第百三十条」を「第百三十条」に改め、同表注(1)ｈ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(3)ｂ中「同様とする」を「同様とする。」に改める。

第五条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

附則別紙様式第二号の表注(1)ｂ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(1)ｄ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(1)ｈ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(3)ｃ中「額いう」を「額をいう」に改める。

附則別紙様式第四号の表中「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改める。

別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第二号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加え、同表注(1)ｇ中「経過する」の下に「日」を加え、同表注(3)ｃ中「額いう」を「額をいう」に改める。

別紙様式第四号の表中「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改め、注(6)ｄ中「限る）に」を「限る。）に」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一　第一条及び第三条の規定

二　第四条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第二号の改正規定

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同条第七項中「第十二条第三項」を「第十二条第六項」に改め、同条第十二項中「第十二条第四項」を「第十二条第八項」に改める。

○金融庁
財務省告示第二号
経済産業省

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項並びに経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年三月二十一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項第五号を次のように改める。

五　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号の表及び別紙様式第二号の表中「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改める。

○金融庁
厚生労働省告示第四号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）第九十七条第二項及び第百条第四項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省労働省告示第五号）及び労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　田村　憲久